



2010
秋号

みつしろ「市議会ニュース」

We
DAITO

無党派·市民派

大東市議会議員・「市民オンブズ大東」代表

みつ しろ とし お

光城 敏雄

みつしろは
言いたい

みつるは
言いたい

右下に示
したグラフは
前号にも載
せた市職員の退職金につい
てのグラフです。7割の人は
2,500万円以上を得て退職
しています。額が少ない人は
は早めに退職した人がほと
んどですから、さまざまな役
職があっても職員全体には
退職金はあまり差がなく
払われていますね。

期末手当に5~20%の増額をされている役職加算ですが、行政当局の説明では民間との不均衡是正や「役職者の職責の困難さを評価」するためだそうです。しかし、近年、民間企業の給料が高くなっているという話はあまり聞きません。むしろ逆にリストラ、再就職の難儀など苦しい懐具合はよく聞きますよね。

しかもこの役職加算制度の恩恵を被っている公務員は7割以上です。役職がなくとも35歳以上(右上表★)の年齢に達したら、まず5%上乗せされる規則が定められています。「役職者の職責の困難さを評価」するとはとても思えません。

公務員世界の中では格差がなく、官民で大きな格差を作ってしまっていると感じています。

住 所 〒574-0024 大阪府大東市泉町2-7-18
T E F A X 携 帯 072-875-4829 020-4623-1016 090-9990-6527
携帯メール M09099906527@softbank.ne.jp
パソコンメール se5t-mtsr@asahi-net.or.jp

光城敏雄

検索



みなさうじこには、市民オンブズ大東・みつしわとしおです。大東市議会議員・光城敏雄は2010年6月22日(火)定例市議会の一般質問にて行政に対し質問をし、各部長はおおむね次のように答弁しました。

1 多くの職員に支給される おかしな役職加算

光城……大東市一般職の職員の給与に関する条例第27条5項と期末手当および勤勉手当の支給に関する規則で、いわゆる役職加算という期末手当の加算がされています。だれが加算されていりますか。多い人で

どれぐらいの手当
給されています。
それの役職ごと
ぐらいの額が支給
しますか。市のま
たは、年間総額は
になりますか。

さてが支
か。それ
に、どれ
紹されて
文出とし
はいくら
員には一律20%を乗じ、
一般職には部長20%、次長
課長15%、代理、主幹など
が10%、係長、主査など5
%をそれぞれ乗じたもの
です。

この制度は、民間において特別給を重視する傾向

本市の特別職、議会の議員には一律20%を乗じ、一般職には部長20%、次長15%、代理、主幹などが10%、係長、主査など5%をそれぞれ乗じたものです。

■市職員の役職加算割合	
職 員	加算割合
部 長	20%
次長、課長	15%
代理、主幹	10%
★45歳以上	
係長、主査	
★35歳以上	5%

■ 市職員退職金 (平成21年度末)	最高額 約2,960万円
2,900万円台	約 6% 3名
2,800万円台	6% 3名
2,700万円台	10% 5名
2,600万円台	10% 5名
2,500万円台	38% 20名
2,400万円台	15% 8名
2,000~2,300万円台	13%
2,000万円以下	2% 1名

どれぐらいの手当が支給されていますか。それぞの役職ごとに、どれぐらいの額が支給されていますか。市の支出としたり、年間総額はいくらになりますか。

本市の特別職、議会の議員には一律20%を乗じ、一般職には部長20%、次長15%、代理、主幹などが10%、係長、主査など5%をそれぞれ乗じたものです。

価し、それに報いるため
国におきまして役職者段階別加算措置として、平成2年に制度設計されたものです。本市でもこの制度改正に合わせて、平成3年に国と同様の加算割合のもと、導入をしたところです。

が強まり、相対的な支給水準を民間に準拠させただけでなく、その配分率においても民間の傾向を反映したものとし、民間特別給との間に著しい不均衡を生じることのないようにするため、また役職者の職責の困難さを評

平均支給額は115万円、そのうち加算部分は18万8千円です。また、6月の賞与の総支給額は6億1,364万円で、加算部分の総額は4,389万円となります。12月支給分を含めました平成21年度の賞与支払額は13億381万8千円で、そのうち加算分は8,700万円で率は約6・7%です。

(一面向下)

現在、国において賞与などの官民格差を判断する上では、役職等加算分を含めた総支給額について総合的に比較検討した上で、妥当な一律支給月数を定め、勧告などを行っているものであると認識しています。

また、府下市町村におきましても、おおむね同様の加算割合のもと、運用されています。

今後とも、当該制度を含め、従来どおり官民格差などの社会経済情勢を反映した人事院勧告を尊重し、府下市町村の動向を注視しながら、情勢適応の原則を遵守した対応を講じます。

「元の流れを市民にわかりやすく！」

**みつしろは
言いたい**
再任用は市民のために。
しっかりと責任ある仕事をしていってくれたらいいけど、再任用のために職場を作るような市役所にはなってほしくないですね。

本市における再任用制度はすべて短時間勤務であり、平成20年度は40名、平成21年度は64名、平成22年度では76名が任用されています。配置や職務内容は職員の希望を確認しつゝ、その知識・経験を業務において發揮できることで、限られた人員のもとで複雑・

光城……全職員のうちどれくらいがこの役職加算の恩恵を被っていますか。

総務部長……大阪府下全体で77.7%が支給されており、本市の場合は70.1%です。

う加算がされていれば、その下に働いている方はもっともっと働いていくと思うと意欲が沸いてくると思います。

職員の給与に対する、いわゆる「給与条例主義」という大きな考え方があります。

光城……相当たくさんのお職員がこの役職加算を受けていますね。ある程度の年齢に達したらもらえますから、この制度には「役職」という名前には、合わないと思ひます。

大体どれくらいの比率だつたらしいのでしょうね。私どすると重職の3割か、もつと少なく2割ぐらいの方々がこうい

総務部長……給与は条例で定められなければならぬというものです。それと同時に、やはり給与を定める場合には、情勢適応の原則という考え方や世間との比較、官民格差というのも見ていく必要があります。人事委員会を持たない本市の場合は、人事院の勧告に基づいて行っています。

総務部長……再任用制度は、高齢者の知識・経験の活用と年金制度の見直しにあわせ、平成13年施行の地方公務員法の改正により制度化され、本市では平成14年度より導入を行っています。

本市における再任用制度はすべて短時間勤務であり、平成20年度は40名、平成21年度は64名、平成22年度では76名が任用されています。

配置や職務内容は職員の希望を確認しつゝ、その知識・経験を業務において発揮できるよう対応を行っています。限られた人員のもとで複雑・

2 職員の再任用は必要でしょうか

光城……職員は退職後、再任用ということがありますね。目的また採用理由はなんでしょうか。毎年、何人の職員が採用されていますか。職種などは、採用される職員のすべて

希望通りになりますか。

一方、大東市民にとって必要な仕事をしっかりとされているのでしょうか。

総務部長……再任用制度は、高齢者の知識・経験の活用と年金制度の見直しにあわせ、平成13年施行の地方公務員法の改正により制度化され、本市では平成14年度より導入を行っています。

総務部長……職員の日当に制定されていますか。

光城……職員が近隣市に出て、職員の手当として、職員の出張の日当が払われています。どこまで幾ら払われていますか。法令上はどのよ

総務部長……職員の日当が規定により旅費条例及び大東市職員等旅費条例施行規則によりその額を定めています。

本市における再任用制度はすべて短時間勤務であり、平成20年度は40名、平成21年度は64名、平成22年度では76名が任用されています。

旅費条例に拠りますと、職員が大阪府外へ出張した際には1日につき2千円が支給されることになりますが、鉄道利用の場合で往復200キロメートル

高度化する行政ニーズに対応していくためには、定年退職者の持つノウハウを有効に活用することが必

要です。こうした趣旨に鑑み、定年退職者の再任用を一定の要件をもとに行っています。

3 出張日当について

光城……職員が近隣市に出て、職員の手当として、職員の出張の日当が払われています。どこまで幾ら払われていますか。法令上はどのよ

ますか。旅費条例による規定によりその額を定めています。

総務部長……職員の日当に制定されていますか。

光城……具体的にどこに行けばいくらぐらいですか。

総務部長……京都市内や神戸市内に出張した場合に、往復の距離が200キロメートル未満であります。

あるため、日当は2分の1の千円です。また、これらの出張が午前のみや午後の場合は、さらに2分の1の500円のみが支給されます。

日当は、条例などで定められてはいますが、決め方がややこしくてわかりにくいです。

そもそも日当は必要かな。

要です。こうした趣旨に鑑み、定年退職者の再任用を一定の要件をもとに行っています。

要です。こうした趣旨に鑑み、定年退職者の再任用を一定の要件をもとに行っています。

人口減少社会について

総務省によれば、2010年3月31日現在の人口は1億2705万7860人だそうです。3年ぶりに減少に転じ、2006年に初めて減少して以来、我が国の人口はおおむね減っているようです。

昭和でいえば一桁世代ごろまでが5人兄弟の方がたくさんおられました。30年代生まれでは2人兄弟が多くなっていきましたので、もう急激には増えずに減少していくだろうとは、周りの人々を見ていて思っていました。

そもそも、明治時代からの戦時期は、殖産興業・富国強兵など国策の方向性は「産めよ増やせよ」という大号令でしたね。もう人口の伸びはないのかと嘆くのは、この旧き考え方の名残ですね。

日本はもともと江戸時代には3千万人にも満たない小さな国でした。今より四分の一も少ないけれども、世界的に誇れる豊かな文化と芸術はたくさん生まれ、現在にも継承されています。

世界を見れば、みなさんがお馴染みの国々では現在、ドイツ8200万人、フランスとイギリス6200万人、イタリア6000万人、韓国4800万人ぐらいです。

世界の今の人口は69億人に届こうとしていてどんどん増えていっています。食糧、住宅事情など劣悪な環境で暮らしている人々も多く、宇宙船・地球号にも定員数は必ず限られているはずです。

人間がまだ自分自身が動物だという自覚もなかつたころは、自然の摂理が数のバランスを生んでいたのでしょうけど、これからは知恵が人のバランスを生んでいくしかないでしょうね。

火の木政雄

光城……大東市では、携帯基地局の中継アンテナの設置をどれだけ把握しているのか。体調不良など、健康への心配をされている方の健康相談を行っていますか。住民密集地にアンテナが設置されているときには、住民説明はされていますか。付近住民の健康不安の相談などには、どのように対応されていますか。今後、市役所で業者と住民の間に入って、窓口を設けていくというような考えはありますか。

一般的に、電波の人体への影響については世界各国で50年以上に及ぶ研究成果が蓄積されており、国においてはこれらの膨大な科学的知見に基づいて、電波の人体に対する安全性の基準を電波防護指針として策定しています。携帯電話基地局の電波はアンテナの真下でも電波防護指針に示す規定値

の2千分の1程度と非常に微弱であるため、人体に影響を及ぼすようなものではないとされています。また、WHOにおいても、国際的なガイドラインを下回る強さの電波により健康に悪影響が発生するという証拠はないということも、携帯電話端末や基地局から放射される電波によって健康に対する明らかな影響はないとされたり、基地局が設置されているも一般的に健康への心配はないと考えます。

光城……例えば市民課などにおきまして、申請書というのを市民の方が書いて書類を手に入れます。この申請書の初めに、以前は「市長様」という

みつしろは言いたい

鎌倉市はこの4月からいわゆる携帯基地局条例を施行しました。

例えば市は事業者との紛争を未然に防止するための施策及び結構積極的に紛争が起ころうないようにする条例を作りました。当該設置などの工事の計画書を市長に提出しなければならないというような責務も作りました。

住民に説明し、住民の意見を聞いた上で、センターヘ設置の依頼があったと聞いています。設置場所である屋上には人が侵入でき

ないよう厳重な対応を行り、十分な安全対策を行つており、住民への健康被害は生じないと考えています。

なお民間施設への設置は、携帯電話会社と民間との契約ですので、市が把握するところではありません。

5 市長様から市長あてへ

言葉がすべての書類に書かれておりましたが、部分的にといいますか、随時「市長あて」に変わつてきました。これは私が申し上げまして、2004年の9月議会

よつて申請書などの様式が定められているためです。事務の遂行に際しましては大きな支障とはなっておりませんが、あて先に対しても違和感があるといったご意見もお聞きしています。

いろんな担当部局が変わっております。その中でまだ統一されておりませんので、この進捗状況をお聞きします。

このようにして、市では法令で規定されているものを除いて、あて先の表記を「(あて先)大東市長」に統一しています。ただし、現行の様式による在庫が相当数ありますので、様式を追加発注するときや規則などを改正するタイミングに合わせて様式を変更していきたいと考えています。

みつしろは言いたい

「様」がどうとか、ほんの小さなことのようですが、行政の姿勢が問われる「コマ」だとも思っています。

まず、市民優先でないとね。

4 携帯基地局の安全性について

光城……大東市では、携帯基地局の中継アンテナの設置をどれだけ把握しているのか。体調不良など、健康への心配をされている方の健康相談を行っていますか。住民密

地局を設置している施設といつのは1施設、PHS基地局を設置している施設設は4施設です。

の2千分の1程度と非常に微弱であるため、人体に影響を及ぼすようなものではないとされています。また、WHOにおいても、国際的なガイドラインを下回る強さの電波により健康に悪影響が発生する

という証拠はないということも、携帯電話端末や基地局から放射される電波によって健康に対する明らかな影響はないとされたり、基地局が設置されているも一般的に健康への心配はないと考えます。

鎌倉市はこの4月からいわゆる携帯基地局条例を施行しました。例えば市は事業者との紛争を未然に防止するための施策及び結構積極的に紛争が起ころうないようにする条例を作りました。当該設置などの工事の計画書を市長に提出しなければならないというような責務も作りました。



市民の力で行政を市民のものにしていきましょう！

世の中が大きく変貌している中、これからの新しい政治を作るためには、行政の情報公開を進め、不正を質すことが必須ですね。隠蔽や税金の無駄遣いは市民にとっては許されない行為です。

下記の「違法な随意契約、長年のごみ収集」事件では、平成19年度における選ばれた3社だけのごみ収集委託費9億7千万円が、違法な随意契約で他市に比べて高すぎると大阪地方裁判所で争っています。市民一世帯当たりでは年額1万8千円支払っています。この額は競争入札をさせている他市に比べて相当高くなっています。一世帯当たりについて兵庫県西宮市の2.2倍。尼崎市の2.5倍。大阪府高槻市の2.7倍。堺市、箕面市の3.4倍も。豊中市の3.5倍も。枚方市と比べたら5.5倍もの契約をしてしまっています。半世紀もの長い間、同じ3業者とだけと契約を重ねてきた悪弊です。しかも今現在も続けられています。行政の甘さを「治療」しなければなりません。

また「銀行通帳非公開決定取消訴訟」にしても、裁判が始まって少し進んでいるうちに、完全ではないにしろ行政は情報を公開するようになりました。市民を蔑ろにしてしまうと、税金、公金の流れに悪循環が生じてしましますね。

普通の市民が納得できうる行政を作るためには、後どれだけかかるかわかりませんが、諦めずこつこつ積み重ねていくことだと思っています。

係争傍聴歓迎!!

最高裁

平成21年(行ノ)第21号
非常勤職員退職金損害返還等請求事件

地裁

平成20年(行ウ)第170号
違法な随意契約、長年のごみ収集

地裁

平成22年(行ウ)第25号
銀行通帳非公開決定取消訴訟

地裁

平成22年(行ウ)第31号
債権放棄議決濫用損害賠償請求事件



大阪地裁で勝ちましたが、議会の権利放棄の後、高裁で負けました。最高裁判所の良心が問われるところです。

随意契約を改善させなければ! 競争入札をしているさまざまな自治体に比べて、3倍以上も支払っています。現在はプラ回収も加わり11億円に上っています。

2010年
2月8日提訴

他市ではすでに公開されている税金の使われ方についての情報公開です。大東市だけ遅れていては、市民が損をしますね。

2010年
2月18日提訴

直接の利害関係がないのに議決で違法にも除斥されました。議員の権利を奪い、無理な債権放棄議決で地裁の判決をないものとしたことを、しっかりと司法が裁かないといけませんね。

2010年
2月18日提訴

このニュースを置いていただけるお店を募集しています。現在、こちらのお店に置かせていただいている。

よろしく
お願いいたします。

大東書店

赤井 tel 872-0040

HAIR & MAKE
八重の泉

御供田 tel 875-3560

Jeans Shop iB

氷野 tel 872-0272

3ヶ月で3万枚配っています。
お手伝いしてくださる方、
配れる数だけお好きな時間に